

職員の処分について

令和6年2月28日付で、職員に対する懲戒処分等を実施しましたので、伊那市職員の 懲戒処分等の指針に基づき、次のとおり公表します。

このことは、全体の奉仕者として公共の福祉のために勤務すべき市職員として、あるまじき行為であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後、職員研修などを通して、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

- 1 修繕工事費の支払遅延及び書類の改ざんを起こした職員の処分
- (1)処分内容 本件を起こした職員 停職6月

関係職員 戒告、厳重注意

- (2) 処 分 日 令和6年2月28日(水)
- 2 日帰り温泉施設等利用料金の誤収納を起こした職員の処分
- (1)処分内容 本件を起こした職員 戒告

関係職員 訓告、厳重注意

- (2) 処 分 日 令和6年2月28日(水)
- 3 添付資料 有 無 ※詳しくは、添付文書によりご確認ください。

本件に関するお問い合わせ先



長野県伊那市 総務部 総務課 職員係 (課長) 北原節子 (担当) 小松 慎

電 話:0265-78-4111(内線)2115

FAX:0265-74-1250 E-mail:sou@inacity.jp

職員の懲戒処分等について

 令和6年2月28日

 伊
 那

 市

令和6年2月28日付で、下記のとおり職員及び関係職員の懲戒処分等を行いましたので、伊那市職員の懲戒処分等の指針により公表します。

このことは、法令を遵守し、全体の奉仕者として公共の福祉のために勤務すべき市職員としてあるまじき行為で、市の信用を傷つけ職員全体の不名誉となる行為であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後、職員研修などを通じて職員意識の向上を図るとともに、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

記

1 修繕工事費の支払遅延及び書類の改ざんを起こした職員及び関係職員の処分

(1) 事案の概要

令和4年度及び令和5年度に修繕工事を実施した事業者に対する修繕工事費計7件の支払いを最長約10月遅延し、その結果、業者に対する遅延損害金計11,900円を発生させた。また、支払いに必要となる書類(見積書、請書、請求書)を改ざん、偽造した。なお、既に業者への支払を終えていることや当該処分により本件を起こした職員を懲戒処分としていることから、刑事告発は行わない。

(2) 処分内容

ア 本件を起こした職員の処分

• 懲戒処分

水道部 30歳 停職6月 非違行為

(地方公務員法第29条第1項第1号から第3号該当)

- イ 関係職員の処分
 - 懲戒処分

水道部 53歳 戒告 非違行為

(地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号該当)

- ウ その他、管理監督責任のある職員については、管理、指導上の措置として、 厳重注意を行った。
- (3) 処分日

令和6年2月28日(水)

2 日帰り温泉施設等利用料金の誤収納を起こした職員及び関係職員の処分

(1) 事案の概要

令和4年10月から令和5年10月にかけて、伊那市観光株式会社が指定管理 している日帰り温泉施設等において、小学生の利用料金を条例で定める額を超え て徴収していた。

(2) 処分内容

ア 本件を起こした職員の処分

• 懲戒処分

商工観光部 53歳 戒告 非違行為

(地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号該当)

イ その他、管理監督責任のある職員については、管理、指導上の措置として、 訓告及び厳重注意を行った。

(3) 処分日

令和6年2月28日(水)

3 再発防止策等

- (1)修繕工事費の支払遅延等については、請求書関係書類を担当者個人保管とせず、 共有の保管とすること、また契約行為等の再確認及びチェック体制の確保に取り 組むよう徹底しました。
- (2) 日帰り温泉施設等利用料金の誤収納については、全ての指定管理導入施設についての利用料金等の現状確認や手続きについて改めて確認を指示するとともに、 指定管理者と十分に意思疎通を図るよう徹底しました。
- (3)職員研修などを通じて、職員意識の向上を図るとともに、再発防止と信頼回復に努めます。

(参考) 伊那市職員の懲戒処分等の指針(抜粋)

第3 懲戒処分等の公表

懲戒処分等を行った場合の公表については、次のように取り扱います。

1 公表する処分等

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)
- (2) 地方公務員法に基づく刑事事件に関し起訴された場合の分限(休職)処分
- (3) 懲戒処分を受けた職員の管理監督責任を問う監督、指導上の措置

2 公表の時期及び内容

- (1) 懲戒処分後、速やかに公表します。公表内容は、被処分等職員の所属部局名、 年齢、処分事案の概要、処分等の内容、処分日とします。
- (2) 収賄、横領等社会的影響の大きな事件で、起訴等により被処分職員の氏名等が公にされている場合は、所属課等名、職制名、氏名を併せて公表します。
- (3) 懲戒免職を行った場合は、所属課等名、職制名、氏名を併せて公表します。 (注) 「職制名」とは部長、課長、係長、主事等をいう(所属名は冠しない。)。

3 公表の例外

1に該当する場合であっても、次のような事案については、公表を控えることがあります。

- (1) 被害者等から公表しないよう要請された場合
- (2) 被害者等のプライバシーに配慮する必要がある場合

4 公表の方法

公表は資料提供等により行います。